

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査
(保育園現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり
公表する。

平成25年8月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

平成 2 5 年度定期監査（保育園現地監査）の結果報告

1 監査の実施日時

平成 2 5 年 7 月 2 5 日（木）午前 9 時 5 5 分～午後 4 時 5 5 分

2 監査の対象

黒河保育園、東郷保育園及び中郷保育園における平成 2 4 年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、下記の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）保育料滞納処理について

保育料の滞納については、所管課（児童家庭課）とともに相手方に今後も積極的に接触し、完納に向け努められたい。

（2）備品関係について

今回監査を実施した 3 保育園において、消火器を備品扱いとしている園、していない園と統一されていなかった。また、少額で、破損しやすいものを備品扱いとしているものも見られた。今後、この対応を所管課等と検討されたい。

(3) 給食について

- ① 24年4月に使用する食材が、前年度3月に納品されていた。23年度もこのことは指摘したが、24年度においても改善されていなかった。所管課は、早急にこのことを再度周知し、次年度にはこのようなことが発生しないよう改善されたい。
- ② 給食材料費の予算執行について、今年度監査した3保育園全てで不用額が生じていた。これは、最大で、予算額対比6.3%であった。このことは、安価で、効率的な執行と見ることもできるが、一方では、園児に十分な給食を提供していなかったのではとの見方をすることもできる。今後、適切な執行とはどのような状態なのかを所管課等と検討されたい。